



# 第1回 地域まちづくりミニ講座



緑区内でも、地形や発展の歩みの違いによって、さまざまな魅力をもつ街並みがあります。この講座では、区民の皆さんが住んでいる街が、どのようなルールで構成されているのか、市民・行政の取り組みの紹介を含め、法律や制度の内容をできるだけわかりやすく紹介します。(今月号から全5回)

## まちにあるいろいろなルールとは？

街並みをつくる建物の一つ一つは、都市計画法や建築基準法などの法律により定められたルールに沿ってつくられています。今回は都市計画のルールの一部をここで紹介します。

●市街化調整区域…市街化を抑制すべき区域です。

緑区は、区の面積の約41%が市街化調整区域になっており、緑の多い環境が保たれていることが特徴のひとつです。(市全体の市街化調整区域面積:約24%)

●低層の住居地域(第1種低層住居専用地域)…低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所を兼ねた住宅や、小中学校などが建てられます。スーパーは建てられません。

このほかに工業地域などがあります。



●商業地域…銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

## ◆◆◆調べてみたい!◆◆◆

お住まいの地域が実際どのように指定されているか、インターネットで調べることができます。

### まちづくり地図情報 i-マップ

品<http://www.city.yokohama.jp/tokei/>

【問合せ】 企画調整係まちのルールづくり相談コーナー

(☎930-2217/☎930-2209) ✉md-machirule@city.yokohama.jp

※実際の都市計画図とは異なります